









## ◎実務経験の関係条文

### ○社会保険労務士法

#### (資格)

**第 3 条** 次の各号の一に該当する者であつて、労働社会保険諸法令に関する厚生労働省令で定める事務に従事した期間が通算して 2 年以上になるもの又は厚生労働大臣がこれと同等以上の経験を有すると認めるものは、社会保険労務士となる資格を有する。

- 一 社会保険労務士試験に合格した者
- 二 第 11 条の規定による社会保険労務士試験の免除科目が第 9 条に掲げる試験科目の全部に及ぶ者

② 弁護士となる資格を有する者は、前項の規定にかかわらず、社会保険労務士となる資格を有する。

#### (登録)

**第 14 条の 2** 社会保険労務士となる資格を有する者が社会保険労務士となるには、社会保険労務士名簿に、氏名、生年月日、住所その他厚生労働省令で定める事項の登録を受けなければならない。

② 他人の求めに応じ報酬を得て、第 2 条に規定する事務を業として行おうとする社会保険労務士（社会保険労務士法人の社員となろうとする者を含む。）は、事務所（社会保険労務士法人の社員となろうとする者にあつては、当該社会保険労務士法人の事務所）を定めて、あらかじめ、社会保険労務士名簿に、前項に規定する事項のほか、事務所の名称、所在地その他厚生労働省令で定める事項の登録を受けなければならない。

③ 事業所（社会保険労務士又は社会保険労務士法人の事務所を含む。以下同じ。）に勤務し、第 2 条に規定する事務に従事する社会保険労務士（以下「勤務社会保険労務士」という。）は、社会保険労務士名簿に、第 1 項に規定する事項のほか、当該事業所の名称、所在地その他厚生労働省令で定める事項の登録を受けなければならない。

### 昭和 56 年改正法附則

#### (資格の特例)

**第 2 条** この法律の施行の際<昭和 57 年 4 月 1 日>現に改正前の社会保険労務士法（以下「旧法」という。）第 3 条に規定する社会保険労務士となる資格を有する者は、改正後の社会保険労務士法（以下「新法」という。）第 3 条に規定する社会保険労務士となる資格を有するものとみなす。

### ○社会保険労務士法施行規則

#### (社会保険労務士の資格)

**第 1 条の 11** 法第 3 条第 1 項の厚生労働省令で定める事務は、次のとおりとする。

- 一 国又は地方公共団体の公務員として従事する法別表第 1 に掲げる労働及び社会保険に関する法令（以下「労働社会保険諸法令」という。）の施行事務
- 二 労働社会保険諸法令の規定に基づき設立された法人及び日本年金機構の役員（非常勤の者を除く。）又は従業者として従事する労働社会保険諸法令の実施事務
- 三 旧港湾労働法（昭和 40 年法律第 120 号）第 44 条第 3 項の納付金事務組合、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和 44 年法律第 84 号）第 33 条第 3 項の労働保険事務組合、船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）第 145 条第 1 項の指定を受けた団体又は国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）第 109 条第 2 項の国民年金事務組合の役員（非常勤の者を除く。）又は従業者として従事するこれらの法律の規定に基づく事務
- 四 国若しくは地方公共団体の公務員、労働組合の職員又は会社その他の法人（法人でない社団又は財団を含み、労働組合を除く。以下「法人等」という。）若しくは事業を営む個人の従業者として従事する労働社会保険諸法令に関する事務（特別な判断を要しない単純な事務を除く。）
- 五 労働組合の役員として専ら従事する労働組合の業務
- 六 法人等の労務を担当する役員として従事する業務
- 七 社会保険労務士又は社会保険労務士法人の補助者として従事する労働社会保険諸法令に関する事務